

保護者 様

さくら草特別支援学校 保健室

インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症の予防と発生時の対応について

いつも学校保健活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。本校では、児童生徒の健康の保持のため、感染対策を行っていきたいと考えております。つきましては、感染症予防・発生時の対応について下記の対応を行ってまいりますので、ご確認をお願いいたします。

1 学校において予防すべき感染症の種類や出席停止期間について

- 1 学校において予防すべき感染症の種類や出席停止期間の基準等は「学校保健安全法」等に基づき、定められています。医療機関で、罹患が確認されましたら、速やかに学校まで連絡をお願いします。
- 2 治癒後の登校の際には、保護者が「受診報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。医師からの登校許可証等は必要ありませんが、裏面の出席停止期間の基準に基づき、登校を控える期間を医師とご確認下さい。

2 児童生徒にインフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に感染したとの報告があった際には、同学部の児童生徒と職員は濃厚接触者の扱いとします。濃厚接触者とは、インフルエンザは発症1日前、コロナは発症2日前から、出席停止期間内の罹患者に接触があった者としてします。

児童生徒	・登校後、保健室前にて健康チェック（バイタルチェック）を行い「濃厚接触者健康チェックシート」に記録する。 ・教室内での活動を原則とし、他学部との接触を可能な限り避ける。 ・期間：（出席停止期間内の）罹患者への最終接触後2日を経過するまで。 ※最終接触とは…日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策を講じるまで。
職員	・「濃厚接触者健康チェックシート」に健康状態を記録する。 ・直接の指導にかかわった職員は、他学部への応援はなしとする。 ・期間：（出席停止期間内の）罹患者への最終接触後2日を経過するまで。

3 児童生徒の同居家族にインフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

- (1) 児童生徒の登校に制限はありませんが、バス停や学校までの送迎は発症していない家族がお願いいたします。また、可能な限り自主登下校をお願いします。
- (2) 本校においては、その児童生徒は濃厚接触者の扱いとします。濃厚接触者とは、インフルエンザは発症1日前、コロナは発症2日前から、出席停止期間内の罹患者に接触があった者としてします。訪問籍の児童生徒に関しては、濃厚接触者となる期間、当該児童生徒は出席停止扱いとし、授業は行わないこととします。授業の再開に関しては、家庭と学校で相談の上行います。

児童生徒	・登校後、保健室前にて健康チェック（バイタルチェック）を行い「濃厚接触者健康チェックシート」に記録する。 ・期間：（出席停止期間内の）罹患者への最終接触後2日を経過するまで。 ※最終接触とは…日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策を講じるまで
------	---

＜学校において予防すべき感染症(学校保健安全法)＞

【第一種】 感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症

【第二種】 空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

【第三種】 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

【その他の感染症】 学校における感染症の発生・流行状況を考慮して出席停止の措置が必要と考えられる感染症

病 名		出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱	治癒するまで
	ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)	
	中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	有症状 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		無症状 検体を採取した日から5日を経過するまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど) サルモネラ感染症 マイコプラズマ感染症 肺炎球菌感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑 RS ウイルス感染症 帯状疱疹 手足口病 ヘルパンギーナ など		症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで